

恵まれた自然の中で 安心安全に暮らせるまち

基本目標 4



施策 4-1-1

環境にやさしい持続可能な取組の推進

目的

みんなで未来につなぐ環境を守り育てること。

関連する行政計画 ▶ 第2次春日部市環境基本計画 みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画
春日部市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画

現状と課題

- 春日部市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境にやさしい都市の実現に取り組むことが必要です。
- あらゆる環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への関心と理解を深めると同時に、それぞれの立場で、環境にやさしい生活様式への転換など、具体的な行動を実践することが必要です。
- 化石燃料などエネルギーの大量消費により排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスに起因する*地球温暖化は、地球規模での環境問題であり、本市においても低炭素型の持続可能な取組への転換が必要です。
- 失われつつある自然環境を守り育て、本市の良好な環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって環境に配慮した活動を実施していくことが必要です。



施策における取組

環境都市の実現

- 環境基本計画における環境像を実現するための施策を実施します。
- 環境基本計画における行動指針を市民・事業者とともに実践し、そのための環境情報を的確に発信していきます。
- 環境の保全・創造を推進するため、市民・事業者・行政のパートナーシップを形成します。

総合的な*地球温暖化対策の推進

- 市域から発生する二酸化炭素排出量削減のため、「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」に掲げた数値目標の実現に向けた市民・事業者が行う取組を支援します。
- 市役所から発生する二酸化炭素排出量削減のため、「春日部市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に掲げた数値目標の実現に向けて取り組みます。
- 市全域において、*再生可能エネルギーをはじめとする環境配慮型設備の普及を促進します。

公害対策の推進

- 河川水質、自動車騒音等について、望ましい環境状態にあるか監視を継続し、その結果を公表します。
- 公害防止および自然環境保全の観点から、事業者に対して、未然防止の対策を求めるとともに、状況に応じて必要な措置を求めます。



成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①環境推進事業への参加者の満足度	— % 2016年度（平成28年度）	90.0% 2022年度（平成34年度）	環境月間事業や市民向け環境学習講座、かすかべ環境ネットワークが主催する環境事業などへ参加した人の満足した割合が、90.0%となることを目標とします。

主な事業	事業内容
環境推進事業（かすかべ環境ネットワーク）	環境基本計画における環境像を実現するため、市民・事業者・行政による*協働組織を運営し、各主体の行動を促進します。⇒成果指標①
環境推進事業（環境月間事業）（環境啓発事業）	毎年6月の環境月間では、市民・事業者が積極的に環境の保全および創造に関する活動を行う意欲を高めるため、展示や発表をかすかべ環境ネットワークと*協働で開催します。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- 市民、事業者と共に考え、共に協力し、共に行動して環境施策を推進

春日部市独自の魅力

- 「春日部市電力の調達にかかる環境配慮方針」を策定し、電気料金だけでなく、環境への影響も評価項目とし、経済性と環境への配慮の両立を図っています。
- 市民、事業者、行政による「かすかべ環境ネットワーク」の中で、市域における環境問題の改善、解決に取り組んでいます。
- 春日部市環境都市宣言（2009年（平成21年）4月1日）

PHOTO 【環境月間の展示】



施策 4-1-2

ごみ減量・リサイクルの推進

目的

環境に配慮した*ライフスタイルを推進し、
*循環型社会を形成すること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市一般廃棄物処理基本計画 春日部市災害廃棄物処理計画

現状と課題

- 生産から消費、廃棄までの従来の社会構造システムのあり方やわたしたちの*ライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、*循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。
- 家庭ごみの排出量は減少傾向にありますが、資源化できるものがごみとして排出されている状況にあります。そのため、さらに分別を徹底し、資源化率の向上に努めていく必要があります。
- 廃棄物の排出を抑制し、適正に循環的な利用が行われるためには、市民・事業者・行政が適切な役割分担のもとで、それぞれが積極的な取組を実施することが必要です。
- 全てのごみ処理施設が 20 年以上稼働していることから、計画的な大規模改修が必要です。
- 東日本大震災や*関東・東北豪雨の大規模災害の教訓を生かし、災害により発生した廃棄物は、適正に処理する必要があります。



施策における取組

* 3 R の推進

- ごみの*3R（発生抑制・再使用・再生利用）を推進し、ごみの減量化・資源化を図っていきます。特に優先順位の高い2R（発生抑制・再使用）の取組を行い、ごみを出さない*ライフスタイルを推進します。
- 事業系ごみの排出を抑制するため、情報提供や排出指導により、事業者のごみの減量化と資源化を促進します。
- ごみの分別区分の見直しを図り、さらに資源化の向上を図ります。
- 市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、相互の連携の強化を図ります。

廃棄物の適正処理

- さまざまな広報媒体を活用し、適正な分別排出の徹底を図ります。
- 不法投棄は、企業や地域住民と連携し、監視を徹底するなど、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- 環境に配慮した廃棄物の処理を進めます。
- 一般廃棄物処理施設の適正な運転・維持管理を効率的に実施します。
- 一般廃棄物を将来にわたり安定的に処理できる体制を維持するため、施設の計画的な修繕を実施します。
- 旧ごみ焼却施設と旧し尿処理場を解体し、跡地をリサイクルの推進に活用します。



災害廃棄物対策の推進

- 実効性のある災害廃棄物処理を行うため、さまざまな団体との連携強化に取り組み、迅速に対応できる体制を整備します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①家庭系のごみ一人一日当たり排出量	677g/人日 2016年度（平成28年度）	653.0g/人日 2022年度（平成34年度）	2015年度（平成27年度）に対して約8%の削減を目標とします。

主な事業	事業内容
ごみ減量化・資源化推進事業	ごみ減量化・資源化等推進審議会の運営をするとともに*クリーンかすかべ推進員の活動を支援すること等によりごみの減量化・資源化を推進します。⇒成果指標①
資源回収推進事業	廃棄物の資源化およびコミュニティ活動の活性化を図るため、資源物を集団回収した団体を支援し、ごみの減量化・資源化を推進します。⇒成果指標①
ごみ収集運営事業	家庭から排出された廃棄物を適正に分別収集することによりごみの資源化を図ります。⇒成果指標①
ごみ処理施設運営事業	生活環境の保全および良好な公衆衛生を確保するため、ごみ処理施設を効率的かつ適正に運転・管理します。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・*クリーンかすかべ推進員との連携
- ・ごみ集積所の適正管理

春日部市独自の魅力

- ・ごみ収集運搬車両への*AED 搭載、防犯活動や*ドライブレコーダーの記録データの提供を通じて、安心安全なまちづくりに取り組んでいます。
- ・県内では初めて、し尿や浄化槽汚泥、また給食残さをごみ焼却施設の助燃剤として再利用する「汚泥再生処理センター」の運営をしています。
- ・ごみ焼却施設の発電能力が向上する基幹改良工事（発電能力向上率は県内 1 位）を実施し、二酸化炭素の排出量を大幅に削減します。
- ・春日部市環境都市宣言（2009 年（平成 21 年）4 月 1 日）

PHOTO 【走る*AED・走る防犯カメラ（*AED・*ドライブレコーダー搭載車両）】



基本計画

環境・防災・生活



施策 4-1-3 身近な環境問題をみんなで考え、行動する取組の推進

目的

市民一人ひとりの身近な環境保全への行動を促すこと。

関連する行政計画 ▶ 第2次春日部市環境基本計画

現状と課題

- 失われつつある自然環境を守り育て、本市の良好な環境を未来に引き継ぐため、市民一人ひとりの環境保全への関心を高め、行動へと移していくことが必要です。
- 快適で衛生的な生活環境が求められる中で、市民一人ひとりが「まちのかんきょうをよくする」という高い意識とモラルを持つことが大切です。
- わたしたちの日常生活により、身近な環境も悪化していることを認識し、環境に配慮した生活様式への変革をすることが必要です。



施策における取組

市民による環境調査

- 身近な自然環境に関する情報を募り、市民のだれもが参加できる環境調査を実施し、自然環境の分布図（マップ）を作成します。
- 身近な虫・鳥類などを指標とした生物の実態調査をし、*生物多様性に関するデータを蓄積します。

環境教育・環境学習の充実

- 市民のだれもが環境問題を正しく理解するため、学びの機会を創出します。
- 小中学校と連携し、環境学習等への講師派遣や資材提供を行い、環境教育の充実を図ります。

環境衛生の推進

- 安全で衛生的な地域環境づくりのため、雑草の繁茂などの管理が行き届かないあき地の所有者に対して適正管理を指導・助言します。
- 害虫に関する相談、助言を行い、また住宅の床下浸水時に床下消毒を実施します。
- ペットの飼い主に対し、適正飼育・マナーなどを指導します。

環境美化の促進

- 道路・河川・水路などの環境の美化のため、地域を中心とした市民参加型での美化活動を促進します。
- ごみ散乱防止のため、喫煙マナーや環境美化意識の向上を図ります。



成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①環境美化活動の参加人数	49,112人 2016年度（平成28年度）	50,100人 2022年度（平成34年度）	自治会や各種団体等による自主的な美化清掃活動を促進して、年平均で165人が増加していくことを目標とします。

主な事業	事業内容
環境美化推進事業	市内一斉清掃の実施や自主的な清掃活動の後方支援を行い、地域を中心とした環境美化活動を促進します。⇒成果指標①

基本計画

市民・地域との協力

- ・市民による環境学習講座や環境調査の実施
- ・自治会を中心とした市民参加型による環境美化活動
- ・路上喫煙防止対策における関係機関、各種団体との*協働

春日部市独自の魅力

- ・環境に関する知識を有する市民による環境学習講座や生き物調査を小学校で実施しています。
- ・わんわん住民票を交付し、犬の飼い主のマナー向上を図っています。
- ・関係機関、各種団体の体制や知見を活用して、路上喫煙防止の各種事業に*協働して取り組んでいます。
- ・春日部市環境都市宣言（2009年（平成21年）4月1日）

環境・防災・生活

PHOTO 【春のクリーンデー】



施策 4-2-1 災害に強いまちづくりの推進

目的

災害に強いまちをつくり、市民の生命や財産を守ること。

関連する行政計画 ▶ [春日部市地域防災計画](#) [国民保護に関する春日部市計画](#)
[改定春日部市建築物耐震改修促進計画](#) [春日部市本庁舎整備基本計画](#)

現状と課題

- 2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災などの災害の教訓から、市民一人ひとりの災害への備えや、まちの安全性および自治体機能の維持が重要であることが再認識されています。
- 本市は江戸川、中川、大落古利根川や新方川などの多くの河川が流れており、河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害想定の見直しおよび水防法の改正により、避難体制の点検・充実が求められています。
- 迅速かつ機動的な防災体制を整備するため、「地域防災計画」に基づいて、防災知識の普及・啓発と*自主防災組織の育成を行うとともに、相互応援協定の締結、非常用食料などの備蓄備品の整備などに継続して取り組むことが必要です。
- 災害時には、正確な防災情報の収集・伝達が重要であるため、関係機関との連携とさまざまな媒体を通じての情報伝達について、常に研究を行う必要があります。



施策における取組

地域防災計画の推進

- 「地域防災計画」に基づいて、平時から危機管理体制の充実に努めるとともに、国・県の動向、社会状況の変化に応じて計画の見直しを行います。
- 「地域防災計画」および関連する災害対応マニュアルを適宜見直し、災害対応能力の充実・強化に努めます。

危機管理体制の確立

- 災害発生などの非常時において拠点となる、市役所本庁舎をはじめとした公共施設の機能強化を図ります。
- 自然災害、武力攻撃事態や緊急処理事態などの災害に対して、迅速に対処できる危機管理体制の確立を図ります。
- 災害に備えて、正確な情報の伝達や市民の避難支援などの体制を整備します。

初動対応体制の整備

- 多様な災害を想定して、初動対応体制の整備を進めます。
- 災害時の活動拠点となる大沼公園での応援部隊等の活動や物資の輸送などに対する受援体制の強化に努め、災害時の応急・復旧活動を迅速かつ効果的に進められるよう備えます。
- 防災情報の収集や、連絡体制の確保について、*ICTを活用した方法についても研究を進めるなど、対応の強化を図ります。



避難対策の充実

- 災害時に市民が速やかにかつ安全に避難できるよう、正確な情報の伝達や避難場所の確保、誘導案内看板の設置など、避難対策の充実を図ります。
- *避難行動要支援者など配慮すべき市民が円滑に避難できるよう、地域における支援者の確保と避難計画作成に努めます。
- 防災資機材の点検・修理・補充、応急復旧用資材の整備、飲料水や非常用食料、毛布など備蓄物資の見直しによる避難生活用物資の充実と、備蓄倉庫の計画的な確保など、応急活動体制の強化を図ります。
- 災害時における医療救護について、医療機関等との連携を強化し、円滑な医療救護活動が実施できるよう、体制の充実に努めます。

復旧対策の充実

- 大規模災害時に電気・ガス・上下水道・電話などのライフラインの被害が発生した場合、関係機関が連携し、より迅速に復旧できるよう体制を整えます。
- 災害時における広域的な相互応援協力体制を強化します。
- 被災者の生活再建を支援するため、迅速に*り災証明を発行でき、円滑に支援ができる体制を構築します。

都市の防災性の向上

- 公共施設の耐震性の向上、道路・公園の整備や農地・緑地の保全によるオープンスペースの確保など、公共施設や都市基盤の整備にあたっては、計画・立案の段階から関係部局との連携を図り、災害を念頭においた整備を推進します。

耐震改修の促進

- 地震災害から市民の生命財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、「改定春日部市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物や民間建築物の耐震化を推進します。
- 建築物の耐震診断および耐震改修を支援します。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①防災拠点となる公共施設の耐震化率	91.5% 2016年度（平成28年度）	100% 2022年度（平成34年度）	防災拠点としての機能の充実を図るとともに、公共施設の更新等にあわせて耐震化を進めることで、耐震化率100%を目標とします。

主な事業	事業内容
本庁舎整備事業	「春日部市本庁舎整備基本計画」に基づき、市役所本庁舎の移転建替えを推進します。⇒成果指標①
災害対策本部強化事業	災害対策本部の機能向上のため、資機材の整備・職員訓練の実施・対応マニュアルの充実を進めるとともに、災害協定の強化を図ります。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- 防災に関する意識と知識を高め、生命、身体および財産を守る自主的行動
- 地域の協力による避難体制、救助、避難所の運営

春日部市独自の魅力

- 「防災拠点」としての機能を持つ、新本庁舎の建設や避難所などの公共施設の耐震化、機能充実に推進するとともに、活動拠点となる大沼公園での受援体制の強化に努め、より市民の安全を守る体制を整えます。



施策 4-2-2 消防・救急・救助体制の充実・強化

目的

火災などの災害に迅速かつ的確な対応を行うことで、市民の安心・安全を確保すること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市地域防災計画 国民保護に関する春日部市計画

現状と課題

- 近年、建築物の多様化が進み、火災の様相が複雑になり、消防活動の困難性が高まっています。加えて、地震や*NBC 災害（N：核・B：生物・C：化学物質）、武力攻撃災害などの特殊災害の発生も危惧され、地域住民の安心・安全に対する関心は一段と高まりを見せ、消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。
- 市民が安心して安全に暮らすためには、消防・救急・救助体制の充実を図るとともに火災予防の充実が不可欠です。そのためには事業所や危険物施設に対する予防査察を効果的に実施し、積極的な防火対策の促進が必要です。
- 救命率の向上を図るためには、計画的な救急救命士の育成および教育指導を進め、医療機関との連携を強化し、救急業務の高度化に対応する必要があります。さらに、市民による応急手当の普及啓発と救急車の適正な利用に対する理解が必要です。
- 地域の実情をきめ細かく把握している消防団は、地域防災の要となります。市民や事業所と連携を図りながら、地域防災体制の充実強化などを一層推進することが求められます。



施策における取組

消防施設の耐震化



- 消防庁舎、訓練施設や消防団車庫などが、防災拠点として十分に機能を発揮できるよう、耐震性を確保し、災害時の防災拠点としての強化を図ります。

消防・救急・救助体制の充実



- 消防活動体制・緊急指令体制・火災予防体制・救急救助活動体制などの整備を行い、消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。



- 消防緊急通信指令施設を充実させるとともに、多言語への対応や、*ネット119緊急通報システムなどを計画的に整備し、119番通報の多様化に対応します。



- *メディカルコントロール体制の推進に努め、医療機関との連携を強化することで、適切かつ迅速な搬送を可能とし、増加する救急需要への対応を図ります。

- 広報紙や市公式ホームページなどで、市民に消防・救急に関する情報が伝わるよう努めるとともに、イベントでの広報活動を通じて消防業務への理解と関心を高めます。

消防力の強化



- 消防職員および消防車両を適正に配置し、車両、資機材などを計画的に更新します。また、老朽化した消防水利の改修などを進め、消防力の強化を図ります。



- 地震などの大規模災害や*NBC災害、武力攻撃災害などの特殊災害に対応するため、関係機関と連携した実践的な訓練を実施します。



消防職員の知識・技術・対応力の向上

- 火災をはじめ、大規模災害などに迅速に対応できるよう、消防職員の教育・訓練の充実を図ります。
- 高度な業務遂行を可能にするため、職員を消防学校などへ計画的に派遣し、知識および技術を習得させます。また、救急救命士の育成、教育指導などを計画的に進めます。
- 計画的に女性消防職員を採用するとともに、女性消防職員の職域の拡大に努め、子どもや高齢者、災害時の要支援者など、多様な市民への対応力を高めます。

火災予防の充実

- 事業所などに対する予防査察や防火指導を徹底し、火災予防の強化を図ります。また、自衛消防訓練を実施する事業所に対して、職員を派遣するなど、具体的な指導を行います。
- 住宅用火災警報器の設置などを広報し、積極的に住宅防火対策を推進します。

市民による応急手当の普及啓発

- 救急車が到着するまでの間に市民が適切な処置を行えるよう、応急手当の普及啓発を推進していきます。
- 救命講習会などで、新たな訓練用器材や訓練方法を導入し、初心者理解度向上と再受講者の習熟度を高めます。
- 救急車の適正な利用方法や救急電話相談などを広報し、市民の理解を深めます。

消防団の活性化

- 消防団員を安定的に確保し、地域に密着した消防団活動を実施するため、市民と連携した訓練、広報活動に努めます。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①自衛消防訓練参加者数	28,881人 2016年度（平成28年度）	32,000人 2022年度（平成34年度）	自衛消防訓練の2022年度（平成34年度）の参加者数を現状値より10%程度増やすことを目標とします。
②救命講習会受講者数	2,926人 2016年度（平成28年度）	3,100人 2022年度（平成34年度）	受講者数を現状値より5%程度増やすことを目標とします。

主な事業	事業内容
予防活動事業	事業所などに対する予防査察を実施し、必要な防火指導を行います。⇒成果指標①
救急活動事業	各種救命講習会を開催し、救命処置に必要な知識と技術の理解を図ります。⇒成果指標②

市民・地域との協力

- ・「的確な初期消火・早い通報・安全な避難誘導の習得」と火災予防に対する意識の向上
- ・救急隊到着までの市民による応急手当などの協力と救急車の適正な利用

春日部市独自の魅力

- ・消防職員は日頃から厳しい訓練を重ね、技術の向上に努めており、救助技術を競う大会で、全国1位の実績があるなど、高い救助技術を維持しています。



施策 4-2-3

地域の防災力の確立

目的

市民一人ひとりが自主的に災害に備え、
地域による防災活動が行われること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市地域防災計画

現状と課題

- 1995年（平成7年）1月に発生した阪神・淡路大震災では約8割の方々が地域の懸命な「助け合い」により救出され、地域の防災力の高さが被害を最小限にすることが明らかとなり、*自助・*共助の取組が重要であることが再認識されています。
- 本市では、防災知識の普及・啓発と*自主防災組織の育成、防災訓練の実施などに取り組んできました。今後も、大規模災害に備えて、関係機関との連携を図るとともに、市民の防災意識を繰り返し啓発していくことや防災体制の強化が必要となっています。
- 市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強いまちをつくるため、自治会および*自主防災組織、各種団体などへの広報活動を積極的に推進し、市民と*自主防災組織、事業者が連携して地区防災計画を策定する必要があります。また、訓練を通じて、要配慮者への防災指導など、防災意識を深めてもらうことも必要です。



施策における取組

*自主防災組織の強化

- 市民・事業者・行政が一体となった防災体制の拡充、地域における自主防災体制の整備・充実、地域の支援者との連携による要配慮者対策の確立、地区防災計画の策定など、地域防災体制の強化を図ります。
- 市民と行政が連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めるため、全地区での*自主防災組織の組織化に努めるとともに、*防災士の資格取得の支援などを通じて、*自主防災組織の活動を支援します。
- *自主防災組織の育成にあたっては、地域の特性や住宅環境を加味して、効果的な訓練支援を行い、防災知識の普及に努めます。

市民の防災意識の普及啓発

- 防災訓練を通じて、防災知識の普及・啓発に努め、市民の防災意識の高揚に努めます。
- リーフレットや市公式ホームページにおいて継続的な防災情報の提供を行うほか、自主防災訓練などを通じて*自助・*共助の取組の強化を図り、地域防災活動の拡大を推進します。
- 浸水が想定される地域などを示した洪水*ハザードマップおよび地域の危険性を示す地震*ハザードマップなどを活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚に努めます。
- 避難してきた地域の方々が主体となってよりスムーズな避難所の運営ができるよう、*自主防災組織と連携し、避難所開設を想定した訓練を実施し、*自助・*共助の啓発に努めます。



成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①*自主防災組織を設置している自治会の割合	98.5% 2016年度（平成28年度）	100% 2022年度（平成34年度）	すべての自治会において*自主防災組織を設置し、組織率100%を目標とします。

主な事業	事業内容
*自主防災組織育成事業助成補助金	地域における防災活動に必要となる*自主防災組織の防災資機材等の整備について、助成します。また、未組織の自治会においては、組織化を促進します。⇒成果指標①
防災体制強化事業	防災活動を行ううえで、リーダーとしての役割を担う*防災士を養成する研修講座の開催や、防災知識・技術の向上を図るための図上訓練の実施など、*自助・*共助の取組を強化する事業を行います。⇒成果指標①

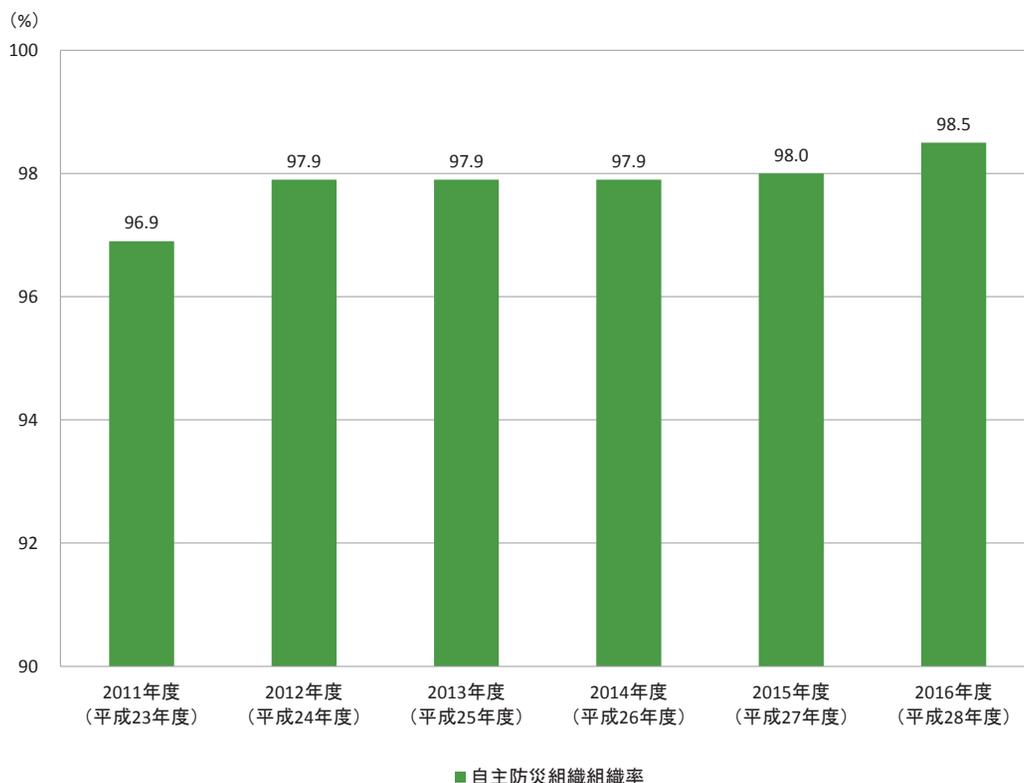
市民・地域との協力

- *自助・*共助の高い意識を持ち、日頃からの災害対策活動の実施

春日部市独自の魅力

- 自主防災訓練や学校、市主催のイベントに地震体験車「ゆらりん」を派遣し、*自助・*共助の必要性を啓発しています。
- *自主防災組織の中心となって活動できる*防災士の育成に努めています。
- *自主防災組織の組織率がほぼ 100%で、地域の防災意識を高めていくとともに地域間の連携の強化に努めています。

DATA 【*自主防災組織組織率の推移】



施策 4-3-1 犯罪抑止のまちづくりの推進

目的

市民一人ひとりの防犯意識が高まること。

関連する行政計画 ▶ 春日部市防犯のまちづくり推進計画

現状と課題

- *刑法犯認知件数は減少傾向にある中、子どもに対する*声かけ事案、女性に対する性犯罪、高齢者を狙った*振り込め詐欺などが、後を絶たない状況にあります。
- 暴力排除の機運の高まりと取り締まりの強化により、暴力団は社会から孤立しつつありますが、凶悪犯罪や薬物犯罪は市民にとって大きな脅威となっています。
- 自主防犯活動団体は、市内各地で地域に密着した防犯活動を活発に行っており、犯罪抑止や防犯意識の高揚に大きく貢献しています。
- 市民が犯罪に遭わないよう、警察署、防犯協会、暴力排除推進協議会などの関係機関と連携を図り、防犯および暴力排除・暴力追放意識の啓発を行っていく必要があります。
- 自主防犯活動の継続にあたっては、自主防犯活動団体に対して、犯罪情報や防犯情報の提供や防犯パトロール用品の提供などの支援が必要です。
- 犯罪の抑止や検挙につながる防犯カメラへの期待は高まっていることから、街頭防犯カメラの適正な維持・管理に努めるとともに、真に必要な箇所へ設置する必要があります。



施策における取組

関係機関との連携強化

- 犯罪を防ぎ、治安を向上させ、安心・安全な市民生活を確保するため、警察署、防犯協会、暴力排除推進協議会などの関係機関との連携を強化します。

防犯および暴力排除・暴力追放意識の啓発

- 警察署や防犯協会などの関係機関との連携により、広報活動を充実させ、犯罪から身を守る知識の普及および防犯意識の啓発に努めます。特に、高齢者を狙った*振り込め詐欺が後を絶たないことから、防犯意識の向上に取り組めます。
- 警察署や暴力排除推進協議会などの関係機関との連携により、暴力のない住みよいまちを目指して暴力排除・暴力追放意識の啓発活動を推進します。

地域防犯体制の充実

- 警察署や防犯協会などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止対策や自主防犯体制の充実を図りつつ、自治会との連携を強化し、地域防犯推進委員会を中心とした地域防犯体制の充実を促進します。

地域ぐるみの防犯活動の推進

- 防犯パトロール用品の提供、防犯講話などによる自主防犯活動団体への支援に努め、地域ぐるみの防犯活動を推進します。



安心・安全情報の共有

- 犯罪情報・防犯情報、所在不明者情報などを提供する安心安全情報メール「かすかべ」の拡充を図り、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域の防犯力の向上を図ります。

街頭防犯カメラの適正な維持・管理および設置

- 街頭防犯カメラの適正な維持・管理とともに、市民の安全を確保するために真に必要な箇所への設置に努めます。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①人口千人当たりの* 刑法犯認知件数	11.0件 2016年（平成28年）	9.3件 2022年（平成34年）	現状値の11.0件から約15%の減少となる9.3件を目標とします。

主な事業	事業内容
防犯・暴力対策事業	犯罪情報・防犯情報の提供、自主防犯活動団体への支援、防犯講話、防犯・暴力排除意識の啓発活動、街頭防犯カメラの適正な維持・管理とともに、真に必要な箇所への設置などを実施します。⇒成果指標①
通学路における街頭防犯カメラ設置事業	犯罪の未然防止を図り、登下校時のさらなる安全に寄与するため、市内小学校の通学路に街頭防犯カメラを設置します。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・ 各種キャンペーン、防犯講話などへの参加
- ・ 自治会による防犯パトロールや子ども見守り活動などの自主防犯活動
- ・ 防犯意識の高揚、安心安全情報メール「かすかべ」の登録

春日部市独自の魅力

- ・ 登下校時における児童の見守り活動を補完し、さらなる安全確保を図るため、市内小学校の通学路に街頭防犯カメラの設置を目指します。

PHOTO

【街頭防犯カメラ】



PHOTO

【自主防犯活動団体】



PHOTO

【子ども被害防止クイズラリー】



PHOTO

【*振り込め詐欺防犯講話】



施策 4-3-2

交通安全対策の推進

目的

だれもが交通事故減少に取り組むこと。

関連する行政計画 ▶ 第10次春日部市交通安全計画

現状と課題

- 交通事故の発生件数は 2011 年（平成 23 年）から年々減少傾向でしたが、2015 年（平成 27 年）に増加し、5,000 件近くの交通事故が発生しました。交通事故の多くは、交通ルールやマナーを守らないことなどから起きるため、啓発活動等を通じ、1 件でも減らしていくことが課題となっています。
- 交通安全教育として、交通安全教室を市内各小学校、幼稚園や障がい者施設において開催していますが、高齢者人口の増加に伴う高齢者の交通事故増加が予想されることから、今後はより幅広い年齢層に応じた交通安全教育の実施が求められています。
- 信号機のない交差点や見通しの悪い場所に、交通安全施設として道路反射鏡を設置しています。今後も、道路環境の変化に対応した交通安全施設の整備を行っていくことが必要です。
- 路面標示や区画線等の設置については、経年劣化した箇所を補修し、交通の変化に応じた交通安全施設を設置できるよう警察署と連携し、子どもや高齢者が安心して通行できる交通安全対策を行っていく必要があります。



施策における取組

交通安全教育の推進



- 警察や交通安全団体等と連携し、幅広い年齢層に応じた交通安全教室を実施することで、交通安全に取り組む意識を醸成します。

交通安全意識の啓発



- 全国的に実施する、春・秋の交通安全運動および夏・冬の交通事故防止運動を警察および地域における交通安全団体やボランティア等と連携をとりながら実施し、積極的な広報・啓発活動を推進します。
- 交通安全に対する関心と意識を高めるため、各種催し等の機会を活用した広報・啓発活動を推進します。
- 自転車利用者に対し、適正な利用方法について、広報啓発活動や交通安全教室等を行うとともに、自転車の誘導整理や放置自転車の撤去などの対策を推進します。



道路整備を補完する交通安全施設の整備

- 信号機のない交差点や見通しの悪い場所に、交通量や地域要望等に応じて、道路反射鏡の整備を推進します。
- 交通事故の多いエリアにおいては、各関係機関と連携して、歩行者や自転車等の安全確保やゾーン30対策等に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。
- 市民生活の多様化や経済活動の変化に伴う夜間交通量が多いことを踏まえ、夜間の交通安全を図るため、実情に応じて街路灯の整備を推進します。



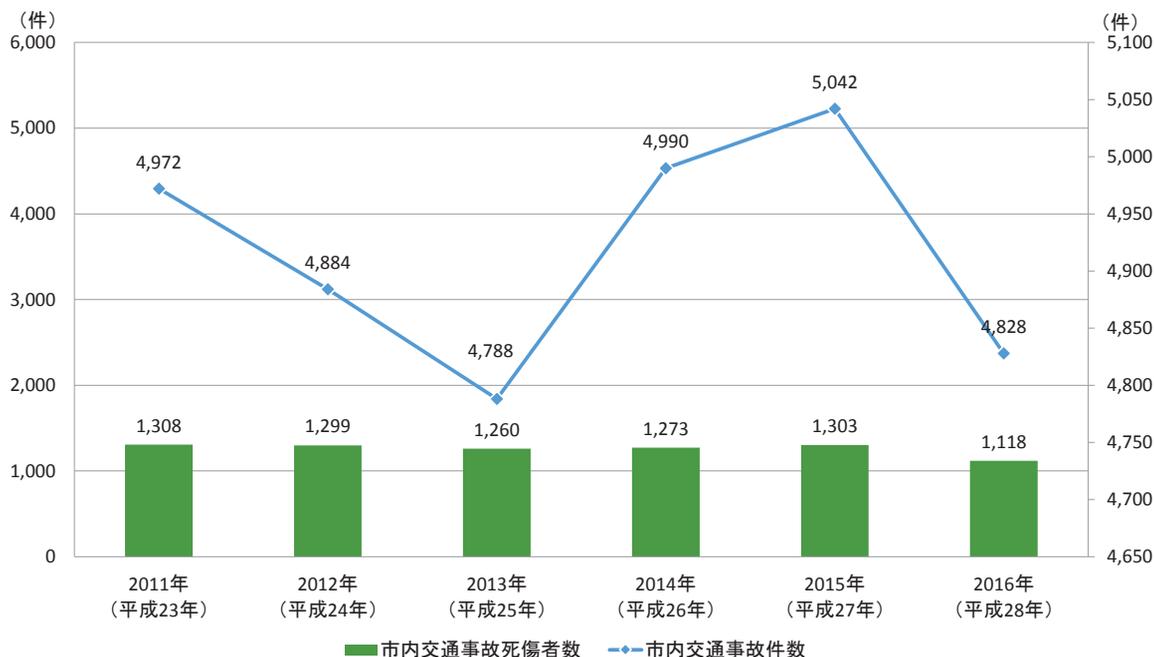
成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①市内交通事故発生件数	4,828件 2016年（平成28年）	4,600件 2022年（平成34年）	交通安全意識の啓発活動や、道路整備を補完する交通安全施設の整備により、事故発生件数が5%程度減少することを目標にします。

主な事業	事業内容
交通安全対策事業	交通事故防止のため、交通指導員による交通指導、交通安全運動および交通事故防止運動等を実施し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。⇒成果指標①
交通安全施設設置・管理事業	交通の安全を確保するため、道路反射鏡の設置および維持管理を行います。また、道路区画線については、道路現場診断等により交通安全上必要な箇所に設置するとともに、経年による摩耗等により薄くなっている箇所の再塗布を実施します。⇒成果指標①
街路灯設置・管理事業	市道における夜間の交通事故防止を図るため、街路灯の設置および維持管理を行います。⇒成果指標①

市民・地域との協力

- ・ 交通社会の一員として、交通ルールを守り、正しいマナーを実践

DATA 【市内交通事故関係の推移】



施策 4-3-3 安全・安心で豊かな消費生活の推進

目的

消費者が安全・安心な消費生活を営むこと

現状と課題

- 国際化・情報化社会の進展などに伴い、便利で快適な消費生活を送ることができるようになりましたが、一方では、消費者の知識や情報では対応できず、被害の発生や不当な商取引行為につながることも発生しています。
- 特に高齢者を中心に、健康食品の送り付け商法や講習会商法での健康器具の販売などの*悪質商法で、消費者被害は深刻化しています。安全・安心な消費生活を送るためには、個々の消費者が責任を持って自主的かつ合理的に行動することが求められています。
- 消費生活センターに寄せられる相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化しているため、問題の解決までに長期間かかる場合もあり、消費者行政の充実・強化を進めていく必要があります。
- 適正な計量の実施を確保する*計量制度は、社会経済活動において根幹をなす制度であり、その制度のもと消費者の安定した日常生活を保護していく必要があります。事業者へ*計量制度の十分な認識を図るとともに、広く計量思想の普及啓発に努めることが必要です。



施策における取組

消費者教育の推進

- 消費生活に関する正しい知識の普及のために、広報紙や市公式ホームページの活用や、消費生活講座の開催等、消費者意識の高揚に資する啓発事業を行います。高齢者だけでなく、児童・生徒等の若年者に対しても、消費者問題の動向など消費生活に関する情報の提供を行い、消費者の契約を巡るトラブルの未然防止を図ります。

消費生活相談体制の充実

- 複雑化・高度化する消費者の相談に的確に対応できるよう、消費生活相談員の専門性を高めるなどスキルの向上を図ります。また、高度な専門的知識を必要とする相談に対応できるよう、さまざまな分野の専門家との連携を図っていきます。

高齢者等に対する消費者被害防止や地域の見守り力の向上



- 高齢者を被害から守るため、*悪質商法や*振り込め詐欺被害防止に効果がある機器の設置や、消費者安全確保地域協議会の組織により、高齢者への働きかけや見守りを進めていくことが必要です。

消費者団体の活動支援

- 地域において消費者が進める自主的・主体的活動や消費者団体の活動を支援するとともに、各活動のネットワーク化を図ります。



計量思想の普及と充実

- 特定商品の量目立入検査、特定計量器を使用する事業者への立入検査、取引・証明に使用するはかりの定期検査を実施します。
- 商工まつりなどのイベントを活用し、広く計量思想の普及に努めます。

成果指標	現状値	目標値	目標値の根拠
①消費生活相談件数	478件 2016年度（平成28年度）	620件 2022年度（平成34年度）	消費生活センターでの相談件数を、5年間で30%増やすことを目標とします。

主な事業	事業内容
消費者生活対策事業	消費生活センターにおいて消費生活相談を行います。⇒成果指標①

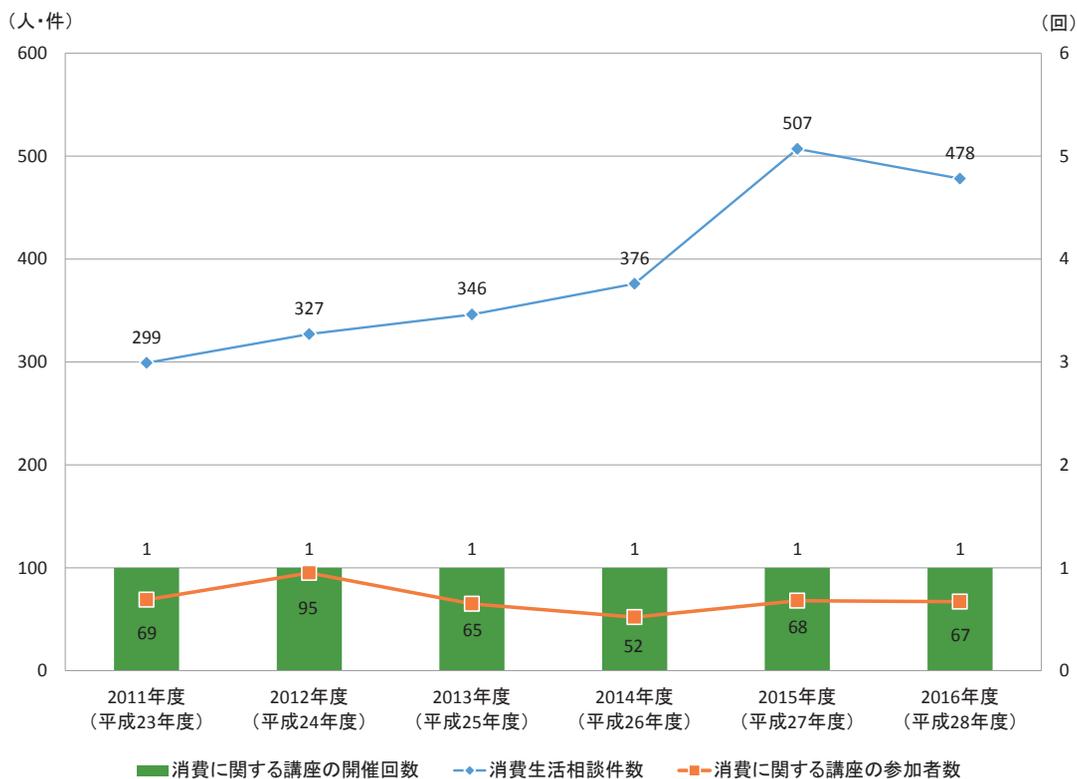
市民・地域との協力

- ・ 消費者団体や消費者被害防止サポーター等によるサポート体制づくり

春日部市独自の魅力

- ・ 深刻化する*悪質商法や*振り込め詐欺被害を防止するため、高齢者世帯に対し、被害防止に効果のある機器などの設置を積極的に進めます。

DATA 【消費生活相談件数の推移】



基本計画

環境・防災・生活

